

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、「村道山江錦線（古賀橋）橋梁補修調査設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 遵守事項

本業務は、本特記仕様書によるほか「設計業務等共通仕様書」（令和7年4月熊本県土木部準用）により実施するものとする。

第3条 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書の定めのほか技術士、RCCMについては下記も満たすものとする。

- ・ RCCMの場合には、同種・類似業務の実績を有する者。

第4条 照査技術者及び照査の実施

- 1 本業務は、共通仕様書第1108条に基づき「照査技術者及び照査の実施」を行う業務に該当するものであり、本業務における照査技術者を定めなければならない。
- 2 照査技術者は、共通仕様書の定めのほか技術士、RCCMについては下記も満たす者とする。
 - ・ RCCMの場合には、同種・類似業務の実績を有する者。
- 3 共通仕様書第1108条第2項第3号でいう照査計画の策定にあたっては、照査の方法、事項について調査職員と協議のうえ作成するものとする。
- 4 共通仕様書第1108条第2項第4号でいう業務の節目は、下記のとおりとする。
 - (1) 業務計画書作成時
 - (2) 基本条件の設定時
 - (3) 細部条件及び構造細目の決定時
 - (4) 設計計算書、設計図、数量計算書及び施工計画書等の作成時
 - (5) その他、照査計画作成時において調査職員が指示した時
- 5 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務できないものとする。

第5条 橋梁点検における資格要件

管理技術者、照査技術者、担当技術者に関しては「設計業務等共通仕様書（熊本県）」に記載のとおりであるが、橋梁診断員については、次の資格要件を有すること。

(1) 橋梁点検における診断員の要件について

「熊本県橋梁点検マニュアル（案）」の8.点検体制で規定する橋梁診断員について、次の①から③のいずれかの要件を満たす者とする。

- ① （一財）熊本県建設技術センターで開催する『橋梁技術』または『橋梁点検（資格更新）』の修了者であって、点検資格の有効期間が期限内の者。
- ② （一財）橋梁調査会の「道路橋点検士」登録者で、かつ、下表の学歴と実務経験を有する技術者であって、橋梁の設計（補修を含む）に従事した経験を有する者。

学歴*	大学卒	短大・高専卒	高校卒
実務経験	5年以上	8年以上	11年以上

※土木工学、農業土木工学、鉱山土木学、砂防学、治山学、都市工学、衛生工学、交通工学または緑地・造園学に関する学科の履修者。

- ③ 上記の他、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」に基づき技術者資格登録された資格（国土交通省登録技術者資格）のうち、橋梁（鋼橋）の点検又は診断業務及び橋梁（コンクリート橋）の点検又は診断業務を対象とした資格を有する者。

(2) 橋梁点検員に必要な要件の確認

受託者は、橋梁点検員について求められる要件（橋梁点検技術研修会の修了証書の写し等）が確認できる書類を、着手前に監督員へ提出すること。

第2章 業務内容

第6条 総則

1 業務の目的

本業務は、村道山江錦の古賀橋について、橋梁の長寿命化を図るために、令和7年度（2025年度）に実施した定期点検の結果に基づき、詳細点検・調査及び補修設計を行うものである。

2 業務の場所

村道山江錦線（古賀橋） 山江村大字山田字東山口田地内

3 業務期間

契約日～令和8年11月27日

4 施工時期

令和8年度中

第7条 橋梁諸元

本橋の橋梁諸元を以下に示す。

1 路線名	村道山江錦線
2 橋長	L=45.0m
3 幅員	W=9.8m
4 上部工形式	RC橋 ポステンT桁
5 下部工形式	重力式橋台
6 基礎工形式	直接基礎
7 架設年次	昭和55年
8 適用示方書	昭和47年道示

第8条 適用（準用）基準

本業務の適用（準用）基準は、以下のとおりとする。

1 設計業務等共通仕様書	（熊本県土木部準用：令和7年4月）
2 詳細設計照査要領（受託者用）	（熊本県土木部準用）
3 道路構造令の解説と運用	（日本道路協会：令和3年3月）
4 道路橋示方書・同解説（Ⅰ～Ⅴ編）	（日本道路協会：令和7年10月）
5 橋梁定期点検要領（案）	（国土交通省 国道・防災課：令和6年7月）
6 山江村橋梁点検マニュアル	（山江村：平成20年12月）
7 道路橋補修便覧	（日本道路協会：昭和54年4月）
8 鋼道路橋防食便覧	（日本道路協会：平成26年3月）
9 道路橋補修・補強事例集2012年版	（日本道路協会：平成24年3月）
10 コンクリート標準示方書（維持管理編）	（土木学会：令和4年）
11 応力頻度測定要領（案）	（道路保全技術センター：平成8年3月）
12 その他関連基準等	

第9条 業務の内容

1 計画準備

(1) 業務計画書作成

業務全体を把握して業務計画書を作成する。

(2) 資料収集整理

既存資料の収集及び設計条件の整理を行う。

(3) 現地踏査

現地の状況や損傷の概要を確認するため現地踏査を行う。

2 詳細調査

(1) 調査計画

設計図書、施工記録、点検記録、補修記録等関連資料を収集し、設計資料とする。

(2) 形状寸法計測

橋梁点検車等を用い形状寸法計測を行い、一般図及び構造図を作成する。

(3) 詳細調査

2025年度の定期点検の結果で損傷が確認された橋面、主桁、伸縮装置等を中心に損傷状況を再確認し、補修設計の資料とする。なお、損傷状況により非破壊検査等の追加調査が必要な場合には協議によるものとする。

また、本調査時には以下の試験・調査も実施するものとする。

①鉄筋探査

コアを採取する際、鉄筋切断を防ぐため、鉄筋位置の確認調査を実施する。

②コンクリート品質試験

コンクリート部材（上部工）について、採取したコアによる圧縮強度試験、中性化試験、塩化物含有量試験を実施する。

③舗装厚調査

舗装版破碎により既設舗装の厚さを確認する。（ポリマーセメントモルタルで復旧）

(4) 近接方法

形状寸法計測、詳細調査には橋梁点検車（BT-200 相当）の使用を見込んでいるが、現地状況等（河川の水位等）によりその他の方法を適用できる場合には協議すること。

3 補修設計

外観変状調査等の詳細調査の結果を基に、損傷原因及び損傷程度に応じた補修工法の比較検討、詳細設計を行う。なお、補修設計あたり、従来工法のみでなく新工法や新材料などの新技術等を加えた比較検討を行うこと。

補修設計対象は以下の項目を想定している。

- ・ ひび割れ補修及び断面修復設計（上、下部工補修設計、その他の部位の補修を含む）
- ・ プレストレス導入工（外ケーブル補強工）
- ・ 支承補修工

4 図面作成・数量計算

補修設計の内容に基づき、図面の作成及び工事実施に必要な数量計算を行う。

5 施工計画

架橋状況、交通状況、地形地質等の地理的条件等に留意して、安全で合理的な施工計画（工程表、施工要領、施工計画図）を行う。

6 報告書作成

現地調査、補修設計、施工計画をとりまとめて報告書を作成する。

7 照査

次に示す事項を標準として照査を行う。

- (1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- (2) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

(3) 設計計算、設計図の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

8 設計協議

本業務の打合せは、原則として以下のとおりとする。なお、業務着手時および成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

- ・ 業務着手時
- ・ 中間時（1回）
- ・ 成果品納入時
- ・ その他監督員が必要と認めたとき

第3章 その他

第10条 成果品の提出

本業務の成果品は、下記によるものとする。

1 提出する成果品

共通仕様書の成果品一覧表に定めるものとし、下記のものを提出するものとする。なお、報告書は下記により作成するものとする。

- ・ 報告書A4版（ドッチファイル） 1部（図面は縮小版とする）
- ・ 電子媒体（CD-R） 2部（正・副）
- ・ 協議に必要な報告書及び添付図面 適宜

2 成果品の提出場所は、山江村役場 建設課とする。

第11条 業務カルテの登録

1 契約登録

受託者は、契約時において、契約金額が100万円以上の業務について、契約時は、契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に、契約登録を行わなければならない。

2 変更登録

下記のいずれかに該当する変更の場合、受託者は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、変更登録を行わなければならない。

- ・ 契約金額の変更
- ・ 履行期間の変更
- ・ 技術者（管理技術者、主任技術者、担当技術者）の変更

3 完了登録

完了時、受託者は、業務の完了（業務完了通知（報告）書の提出日）後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了登録を行わなければならない。

4 訂正手続き

登録した業務カルテの内容に誤りがあった場合、受託者は、適宜、訂正手続きを行わなければならない。

5 登録書（業務カルテ受領書）の提出

（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」が受託者に届いた際には、その写しを監督職員に提出しなければならない。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

6 登録費用

登録費用については、諸経費の率計上分に含まれるものとする。

第12条 留意事項

本業務の施工にあたっては以下の点について留意すること。

（1）事業損失等がでないように周辺環境に配慮すること。

- (2) 業務中の現場においては、通行人等への挨拶を行うこと。
- (3) 地権者等からの要望等については、現場で判断せずに監督職員と協議すること。
- (4) 現地状況により変更等が確認された場合、その都度速やかに監督職員に報告、協議すること。
- (5) その他、疑義が生じた場合には、監督職員と協議すること。
- (6) 本業務は、国の補助事業（道路メンテナンス事業）であり、県の完了検査対象業務であるため、受託者は、指摘等があった場合は速やかに対処するものとする。
また、会計検査等が対象となった場合も、受託者は、検査に必要な協力を行わなければならない。